

連合審査会 記録

- 1 開会日時 令和2年12月14日（月）午前10時00分開会
- 2 開会場所 三次市役所本館7階議場
- 3 事 件
議案第144号 指定管理者の指定について
- 4 出席委員 大森俊和，齊木 亨，小田伸次，山村恵美子，横光春市，伊藤芳則，藤岡一弘，
中原秀樹，鈴木深由希，黒木靖治，宍戸 稔，弓掛 元，藤井憲一郎，
新田真一，徳岡真紀，増田誠宏，保実 治，杉原利明，竹原孝剛，重信好範，
掛田勝彦，月橋寿文，山田真一郎
- 5 欠席委員 なし
- 6 説明のため出席した職員
【総務部】細美総務部長，菅原財産管理課長，村上ファシリティマネジメント推進係長
【経営企画部】宮脇経営企画部長，松原経営企画部付課長
【地域振興部】中原地域振興部長，田村地域振興課長，坂田定住対策・暮らし支援課長
【市民部】上谷市民部長，坂田環境政策課長
【福祉保健部】牧原福祉保健部長，影山社会福祉課長，細美高齢者福祉課長，富野井健康推進課長
【産業振興部】中廣産業振興部長，行政農政課長，山西商工観光課長
【建設部】坂井建設部長，白石建設部付課長，大前都市建築課長
【教育委員会】甲斐教育次長，古矢文化と学びの課長
- 7 議 事

午前10時00分 開会

○大森委員長 おはようございます。ただいまから連合審査を行います。

ただいまの出席委員数は23人です。定足数に達しておりますので、これより総務常任委員会、教育民生常任委員会、産業建設常任委員会連合審査会を開会いたします。

まず、審査の方法について。議事に先立ち、連合審査の方法について申し上げます。

本連合審査は審査の1つの特別審査形態であります。審査は質疑のみとし、採決については総務常任委員会で行うこととなりますので、あらかじめ御了承をお願いいたします。

次に、質疑に当たりましては、各委員が平等に発言できるよう御協力をお願いいたします。なお、どの常任委員会に所属しているにかかわらず、質疑は全てについて行うことができますが、簡潔明瞭なものになるよう努めていただきたい。執行部も同様といたします。

この連合審査会以後、総務常任委員会の付託議案の審査がございました。また、陳情人にも時間設定をしておいでいただくようにしておりますので、本審査の進行につきましては御協力を頂きますようお願いを申し上げます。

まず、資料提供がございました。審査に当たり、執行部から関連資料の提出がされています。タブレットのそれぞれ所属の常任委員会の「連合審査」というフォルダに掲載をしておりますので、そちらを御覧いただきたいと思います。

これより議事に入ります。

議案第144号、指定管理者の指定についてを議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。着座にて説明をお願いします。

細美総務部長。

○細美総務部長 皆様、おはようございます。議案第144号、指定管理者の指定について御説明を申し上げます。以降、着座にて御説明させていただきます。

本案は、指定管理施設の指定管理期間が令和3年3月31日をもって満了することなどに伴い、171施設の指定管理者の候補者を選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

概要といたしましては、公募87施設、非公募84施設で、今回新しく指定管理を始めるのは、市営住宅69施設、三次もののけミュージアム及び福祉保健センターでございます。

また、指定管理者選考委員会を、公募施設につきましては10月7日、非公募施設につきましては10月21日及び23日に開催し、6名もしくは7名の委員により審査を行い、候補者を選定いたしましたところでございます。

最後に、本日提出しております資料につきましてですが、資料1につきましては、議案の施設一覧の議案内容に番号を付番し、担当部署、公募、非公募の別を追加したものでございます。

資料2につきましては、公募8件のそれぞれの選考結果でございます。

資料3につきましては、非公募84施設の選考結果で、非公募施設について、全施設、全項目ともに、審査結果の適否において否となったものはございませんでした。

以上、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○大森委員長 ただいま執行部より本議案に対する説明がございました。

議員の皆さんの質疑をお願いします。

横光委員。

○横光委員 4件ほどお尋ねをしたいと思います。指定管理期間で3年間と6年間の施設があります。公募は、87施設のうち2施設が3年間、85の施設が6年間の指定管理期間、非公募では、68施設が3年間、16の施設が6年間の指定管理期間となっておりますが、公募、非公募で指定管理の期間を変えている理由は何かということ。

それと、2点目は、今回の指定管理で、三次市福祉保健センターは三次市社会福祉協議会が管理者となっており、図書館は暮らしサポートみよしが管理者となっております。施設管理において、建物の区分けはどのようにされているのか。また、電気料は一括で支払っていると考えますが、どのような案分をしているのかお伺いしたいと。

3点目は、市営住宅を指定管理施設にすることにより、今まで市担当課が担当していた業務、どのような業務がなくなり、事業効果はどの程度あるのか。また、事務手続、市民の皆さんがどこで手続をするのか。そのときの、どこまで管理者が行って、あと、市のほうでやるのかということがあろうと思うんですが、そこらもお伺いいたします。

そしてまた、4点目は、指定管理の候補の選定について、選考委員から、それぞれの施設におい

て所見を記入されております。その対応はどのようにされるのかお伺いをいたします。

4件、お願いいたします。

○大森委員長 執行部のほうの説明をお願いします。

細美部長。

○細美総務部長 それでは、私のほうから、まず1点目の指定管理期間のことについてお答えをしたいと思います。

先ほど委員おっしゃられましたように、公募施設につきましては基本的に6年としておるところでございますけれども、例えば今回の案件で申し上げますと、2施設、三次もののけミュージアム及び三次地区文化・観光まちづくり交流館、いわゆる三次地区拠点施設の建物でございますけど、こちらが3年とさせていただいておるところでございます。こちらにつきましては、御存じのように、本年、開設から2年目を迎えておるということで、大変新しい施設でございます。また、もののけミュージアムにつきましては、新たに今回指定管理者制度を導入したということもございまして、今後の運営方法等々もまだまだ変更もあり得ようというようなところも踏まえまして、今回はまず短い期間の3年ということにさせていただいたところでございます。

先ほど申し上げましたように、公募施設につきましては、例えば人ですとか運営体制等々、その準備がございますので、できるだけスケールメリットなり期間のメリットを出すために6年としておるところでございますが、先ほどのような特殊な事由によりましては3年にするという事はあろうかと思えます。

また、非公募につきましては、この逆でございまして、3年を基本としておりますのは、非公募につきましては競争性が入らないということで3年間としておりますけれども、中には競争性を入れられないようなものもございまして、そうしたものにつきましては、例えば君田の森の泉ですとかというようなものについては、同じく一定の雇用ですとか準備等があるのですが、その地域性、役割等において非公募としておる事情を鑑みまして、非公募ながら6年間の期間を導入しておるといものがございます。

いずれにいたしましても、公募6年間、非公募3年間の原則としながら、それぞれの施設、管理者の事情を鑑み、違った年数にしておるというところでございます。

○大森委員長 よろしいですか。

○横光委員 1点目はいいけど、2点目。

○大森委員長 2点目。菅原財産管理課長。

○菅原財産管理課長 市営住宅の指定管理の件でございますが、指定管理を導入するメリットとしまして、民間のノウハウを活用して管理運営体制を強化していくこと。それから、迅速で的確な対応ができるということで、緊急時におきましては24時間365日の対応が可能になってくるということ。それから、職員の人件費の削減。主には支所の職員の対応がなくなってくると考えております。

市の業務として、入居者の決定、契約及び家賃決定につきましては引き続き市のほうで行いますし、計画修繕につきましても市のほうで行ってまいりますので、全ての職員が削減になるというこ

とではございません。

それから、市民の方の事務をどこで行うのかということにおいては、募集要項の中に、三次市内に1か所以上の窓口事務所を設置することということとなっております。基本的にはそちらの事務所において事務を行っていただくことになろうかとは思いますが、引継ぎの関係等もありますので、すぐにそういった状況になるかどうかというのは分かりませんが、しっかり連携を取ってやっていきたいと考えております。

○大森委員長 古矢文化と学びの課長。

○古矢文化と学びの課長 2番目の質問でございます。三次市福祉保健センターと市立図書館の施設管理のすみ分けなんでございますが、分かりやすく言えば、正面玄関1階の右側が図書館施設となっております、ロビーを含めて左側が保健センターということでございます。躯体のほうは保健センターのほうで一括して管理しておりますけれども、施設内の設備等については教育委員会のほうで管理しております。

電気代等につきましては、共用部分と専用部分がございますけれども、基本、案分で計算するというようになっております。

○大森委員長 細美部長。

○細美総務部長 それでは、私のほうで、最後、4番目の所見についての対応というところでお答えをさせていただきます。

非公募施設に係ります、先ほど申しあげました資料3のほうに所見を書かせていただいております。主には、例えば指定管理料のところについて精査をお願いしますとか、利用を促すためのいわゆるPRをしてくださいというようなことになっております。これにつきましては、各担当課が今後それぞれの指定管理者の協定の内容について金額を含めて詰めてまいりますので、その段階におきまして、基本的には、過去の実績よりも増えたものについては、その増えた理由、内容、こちらのほうをしっかりと精査して、適正な指定管理料となるようにしてくださいということで対応をしてもらうようにしております。

また、利用のPR等につきましては、これまでの活動の中において、いわゆる少しPRが足りないのではないかなというような施設について委員のほうから意見が出たものでございますので、これも同じく、今後の指定管理業務の中においてしっかりするよということ、指定管理者との協議を重ねてほしいというふうに思っており、それぞれの議決後に、御議決いただきましたら、それぞれの担当課に申し伝えるように考えておるところでございます。

○大森委員長 横光委員。

○横光委員 1点目については了解いたしました。

2点目については、気になったのは、入ったところのロビー、共用部分があるというふうに聞かせていただきましたが、どのようになるかというのをやっぱりはっきりして、それぞれ適切に管理していただきたいというふうに思うわけであります。

3点目について、市営住宅の関係ですが、支所管内の業務が少なくなってくると、支所の職員の業務が少なくなってくる。ということは、支所の管内に住む住民の皆さん方の対応はどうか

うかという、わざわざこの旧市内のほうまで来て手続を行わなくてはならなくなるのかという、やっぱりそこらのところも十分に今後検討されて、支所管内の皆さん方が不自由にならないようお願いしたいというふうに思います。

それから、4点目につきましては了解でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○大森委員長 ほかに質疑はございませんか。

藤岡委員。

○藤岡委員 先ほどの横光委員の質問に関連しまして、1点ほど質問をさせていただきます。

先ほど細美部長のほうから、年数の3年と6年の違いについて説明を頂いたんですけども、この指定管理の期間の間の中で、例えば自己破産等で途中で指定管理をすることができなくなった場合の対応について質問いたします。もし自己破産等で指定管理期間を全うすることができなくなった場合、市としてはどのような対応をするように、事前に取決めであったり準備をされているのか質問いたします。

○大森委員長 細美総務部長。

○細美総務部長 指定管理制度につきましては、先ほど委員御指摘のとおり、様々な理由によりまして期間中に指定管理ができなくなるということは想定されております。このため、基本的に、条例の中に全て、いわゆる一旦直営になっても運営ができるような条項等々がございまして、実際にもし指定管理者が破産等でできなくなりましたら、通常は、一旦、直営施設として戻すものであります。その後、その施設の状況を見まして、例えばそのまま、極端な話ですと、廃止するのか、直営でやるのか、新たな指定管理者を探すのか、それにつきましては、そのときの状況により判断となりますけれども、仕組みといたしましては、直営に戻し、指定管理者を探すというのがオーソドックスなパターンかというふうに理解しております。

○大森委員長 ほかに質問。

新田委員。

○新田委員 資料2の指定管理の候補選定についての中から何点か質問いたします。

さきの全員協議会において、地元との連携や関係というのはどういったところで評価されるのかというのに対して、1番の管理運営の基本方針と実績の中の地域貢献等の項目として評価されるというお話があったと思いますけれども、例えば体育施設、三次運動公園等の企業公募で結果を見ますと、株式会社セイカスポーツセンター、鹿児島県のほうの会社というふうにお聞きしましたけれども、地元貢献に関わる課題は、引継ぎ等もあるのかもしれないかもしれませんが、ゼロからスタートということになるのかなと思うんです。要は、私もちょっと関わっておりまして、例えば地元の体育協会とかサッカー協会とか等々が、陸連とか、そういったところが1年間を通じて使用していく等々を考えたときに、地元貢献の評価という部分が、ここの項目ではあったんですけど、これは、理念、運営方針、事業内容等々とたくさんの項目がある中で、地元貢献度あるいは地元との連携度というのは、一定の割合や基準というのがどれぐらいあるものなのか、ないものなのか、まずそのことについて教えてください。

○大森委員長 細美総務部長。

○細美総務部長 委員御質問の審査におけるいわゆる実績の評価でございますけども、一般質問のときにもお答えをさせていただきましたが、おっしゃるように、項目といたしましては、項目1の中で、当然に、例えばそういう経験があるところの会社、もしくは地元でそのような目的につくられた会社、こういうところにつきましては、評価点をそこで加点をする、評価をするということにしております。と同時に、同種同類の施設につきましては、例えば今回の案件で申しますと、同様の運動公園なりの施設運営の実績を持っておられますれば、それについても、他市、他県ではありましても、同種同様の施設についての評価というのは一定の評価の対象としておりますので、今回、セイカにつきましても同様に、他市、他県での実績のほうも加味をされておるといふふうに理解しておるところでございます。

○大森委員長 新田委員。

○新田委員 今、部長のほうがお答えいただいたのは、同種の体育施設、陸上競技場等での実績や運営をようやくよったなということだったんです。私が聞いたかったのは、地元の貢献度、地元の連携がそれを上回るものなのか、下回るものなのか。あるいは、30点満点ですけど、そういった運営が10点、貢献が10点、実績が10点みたいな基準があるか、いや、これはもしかしたら極めて曖昧なのかということを知りたい。それは他の施設も同様ではあるんですけど、いろんな地元の団体との連携というのは、その競技場の運営には欠かせない重要な要素だろうと思うわけですね。そうなったときに、先ほどの評価の方向性というのをもう一度お願いします。地元貢献度についての評価についてももう一度お願いします。

○大森委員長 細美部長。

○細美総務部長 それでは、評価について少し追加で御説明をさせていただきたいと思えます。

評価1の項目につきましては、全体の100点満点中30点を割り振っております。これをさらに審査がしやすいようにということで、1項目5点の6項目に分けたもので評価をしております。そうしますと、その中に組織運営ノウハウの保有等という項目を1つ設けておまして、ここで組織運営の実績を5点で評価しております。この中においては、地元なのか他県なのかというところはございませんが、そのほかに、同管理運営の項目の中に、市内に本拠地もしくは拠点等を置くことによる、いわゆる地域貢献が期待できるかというような項目がございますので、こうした項目で地域の会社等については高く評価でき、反面で、市外に会社を置いておられるところについては少し低くなるというのが同じく5点の加点のところにあるところでございます。

○大森委員長 点数ではなくて貢献度を聞いてらっしゃるんだから。貢献度が上回るのか、下回るのかということについての考え方を聞いとる。

細美部長。

○細美総務部長 失礼いたしました。地元貢献度につきましては、先ほど申し上げました実績の項目の5点プラス、もう一つの地元貢献に期待できるかというところの5点、これで評価をいたしますので、一般的には地元にあるほうが地元貢献のところでは評価がされるということになります。実績単体で申し上げますれば、先ほど来お答えしましたように、ノウハウの保有というところの5点になりますので、地元のノウハウか市外のノウハウかというのは、その点においては同等の評価に

なるというふうに思います。

○大森委員長 山田委員。

○山田委員 先ほどの話の関連になるんですけども、今のお話だと、先ほどの地域貢献のところですが、じゃ、他県の業者さんを審査するときは、ほかの、今現在よそで受けておられる施設で地域貢献をされていても、加点にはならないという話なんですか。

○大森委員長 細美部長。

○細美総務部長 地域貢献というところにおきまして、審査上は、基本的に本市、三次市に係る地域貢献をしていただいている、もしくはしていただけるという視点で評価をいたしますので、他県、他市においてどれだけされておっても、その実績自体は評価の対象にはならないと考えております。

ただ、事業計画等でこういう形で地元と一緒にやりましたみたいなことが書いてありましたら、事業計画の中においては加点というか評価となる可能性はございますけども、直接的ではございませんので、先ほどのところで申し上げますと、本市に対する地域貢献を評価させていただいておるといふところになると思います。

○大森委員長 竹原委員。

○竹原委員 今の三次運動公園の項目1で地域貢献というのがある。点数を見させてもらおうと、地域貢献の地域協働・コミュニティ形成パートナーズというのは、そもそもこれは何なのかよく分からんけど、まずその説明をしてほしいのと、相対的に、例えばこのパートナーズと別の会社との関係で言うと、項目1だけが10点差があって、あとは1点とか、項目3、項目4では他のあれが高いんですね。点数は。それで、地域貢献云々と言うんなら、今までやりよったところのほうが高くないけんのじゃないかなと思うんじやけど、今まで地域貢献について、従来やりよった会社は地域貢献はなかったということですか。それだけじゃないんじやろうけど、相対的な評価なんじやろうけど、結局、そこだけだよ。第1項目だけが10点の差がついて、あとは差はついてらんよ。そういう評価、3とか4とかいう評価のところの審査の中身、点数というよりも中身はどういうふうにしたのかというのがちょっと分からんので、教えてほしいと思います。

それから、ケイミックスパブリックビジネスの件で言っても、項目1の、確かに地域にあるほうが高いというふうに点数をつけられるところもあるし、そうでないところもあるんじやけど、地域貢献をどこまで見とらんかよく分からんけど、4,000万円ぐらいが職員人件費になっとるじゃないですか。これが、今後新たな会社になったときに、働いている人たちがどういうふうになるのかな。イコールにはならんじやろうけど、その辺りが、金額的な、何ぼで試算して、経費については上がるとのかよく分かりませんが、これも点数的にはそれほど差がないので、地域貢献やら地元業者のほうを優先するという基本的な考え方というのがあれば、ちょっとこの点数のつけ方はおかしいなというふうに思うんですが、どうなんだろうかと。

それから、市営住宅の件ですが、市営住宅で、従来より住民サービスがどの程度上がっていくのかというところはよく分からんので、この指定管理者制度にすることによって、経費云々かんぬんはあるけど、住民のほうからすればどうなのかというのがよく分からんので、そこを教えてもらい

たいと。

以上です。

○大森委員長 細美総務部長。

○細美総務部長 それでは、まず、三次運動公園の関係であります、いわゆるセイカスポーツのところの候補者の形態でございますけれども、今回、みよし地域協働・コミュニティ形成パートナーズという形で、6社の共同事業体で今回エントリーをされ、候補者となっておりますところでございます。代表者は、先ほど来話が出ております株式会社セイカスポーツセンター。そのほか、鹿島建物総合管理、クリーン工房、島原造園、西尾園芸、東洋グリーンという6社になっておりまして、それぞれこうした運動施設のノウハウを持っておられるところであったり、また、地元の業者も含まれておるといふ6社の共同事業体で今回提案を頂いておりますところでございます。

また、先ほど来御質問いただいております地域貢献につきましては、先ほどの答弁の中で御説明いたしましたように、三次市に係る地域貢献を、指定管理者の方ですと、これまでの実績を見せていただきながら、そして、新たなおところだと、当然、提案の中にどの程度地域貢献があるかというのを見せていただきますけれども、地域貢献度自体は、三次市に対するこれまでの実績をお持ちの会社のほうが大きくなっておるところでございます。

ただ、先ほど御説明いたしましたように、項目1の30点におきましては、地域貢献のほか、団体の理念、姿勢、運営方針等ですとか管理運営に対する意欲、熱意、それから、環境保護や障害者の雇用などの福祉施策に対する姿勢、それから、先ほどの組織運営のノウハウ、市内に本社を置くなどの地域貢献、それと、施設の設置目的と事業内容、こうしたものが一致しておるかというような6点で評価しておりますので、ほかの項目と合わせた合計点として差がつくことは、実績、地域貢献を高く評価しておっても、ほかのところでの点数次第では、全体として差がつくことはあり得るというふうに考えます。

これにつきましては、先ほどケイミックス、いわゆる市民ホールのところでも御指摘を頂きましたけれども、同様に、現在の指定管理者における地域貢献は点数的には高くなるところでございますけれども、ケイミックスにつきましても、同種同様の施設の管理運営実績を多数持つておられるというところも、こちらの点数の中では一定程度評価されたものというふうに分析をしております。

○大森委員長 菅原財産管理課長。

○菅原財産管理課長 市営住宅の市民サービスがどの程度指定管理になって上がっていくかということですが、先ほども申しましたが、緊急時の対応につきまして、ヘルプデスクを設置して、夜間、休日問わず、入居者からの受付に対応し、24時間365日の受付が可能となるということをおつております。緊急時の対応につきましては、今、御提案させていただいております業者につきましては、既に県営住宅での実績がございまして、24時間対応できる体制が整っている状態であるとと考えております。

○大森委員長 竹原委員。

○竹原委員 運動公園の件で言うと、例えば事業実績で他の例を見させてもらおうと、みよし地域協

働・コミュニティ形成パートナーズで、そこだけでやるのかよく分かりませんが、その主たる会社の、例えば県営住宅、県営陸上競技場のところが集客人数は目標値の110%ぐらいまで行きよったけど、この新しい会社になって、集客人数が90何%に下がってるよね。2年から3年でずっと下がってきとるじゃないですか。そういうような評価はどういうふうに評価したんですか。そういう実績があるよというふうに、目標人数が減つとるといふのを分かっとしてこの会社にしたんですか。

それと、今言う6つぐらいの視点で提案をして、選考委員会にかけとるけど、1つの会社5分なんでしょ。たった5分でみんなこの中身を皆説明できて、環境や障害者の雇用が何人あってどうやとか、以前はどうだとか、今言う前の会社の実績が、この会社が実は落としとるんですよと、よそを見たら減っておりますよというようなこともちゃんと説明を受けて、この審査委員会というのはやりよるんですか。5分間でそんなことはできんと思うんじゃないけど、どこまで説明をして、1企業5分ずつしかしとらんけど、どういう議論があったのか、ちょっと中身を教えてください。

○大森委員長 細美総務部長。

○細美総務部長 指定管理施設の同種同様の実績につきましては、残念ながら、個々の実績等々まで細かく把握をしての審査ではございませんけれども、その各個別の公共団体において、指定管理を任せるに値するという判断をされて、指定管理を受けておられるというふうに考えており、その実績が県内及び県外でも多数お持ちだったというところが評価されたというふうに考えております。

また、先ほど委員御指摘の審査のときの説明等でございますけれども、確かに目安として、申請企業1つにつき5分という計算の基をお示しはしておりますけれども、それまでに、一般質問でも御説明をさせていただきましたが、担当課におきましては一月前、審査委員にしましても10日程度前、2週間程度前にはそれぞれの申請書が手元に届き、その申請書を事前に読み、精査し、また、配点の点数につきましても、事前に既にある程度めどをつけて、事前の評価をし、当日はそのポイントとなる所、この団体については、先ほど申しあげましたように、例えば他県、他市において同種同様のがたくさんありますとか、もしくは、ここは経験は少ないですとか、そういうポイントをそれぞれのこの評価項目につきまして事前に担当課に示し、評価がしやすいように、評価ポイントの項目に沿った内容で説明をするようにとっておりますので、各担当課はそれに対して、先ほど言いましたように、事前の準備をし、その説明時間の中で各企業の特徴を評価項目のポイントを踏まえながら説明をしてくれたところであります。

そのため、委員会におきましては、先ほど申しあげました、委員が事前に評価しておいたものに対し、先ほどの担当課の質問を受け、各委員が事前の精査の中で疑問に思ったところを質疑し、それをもって最終的に各委員がそれぞれの100点満点の項目を審査し、それを単純集計した結果が今回の選考結果というふうになっております。それをもちまして、候補者として議案として提案をさせていただいたという仕組みの中で審査をさせていただいたものでございます。

○大森委員長 竹原委員。

○竹原委員 聞けば聞くほどよう分からなくなるんですけど、今言うような項目がたくさんあつ

て、6人なり7人がおって、1人1分も質問をしてないということよね。何の審議をしたんかよう分からん。結局、その担当課が出した基本的な提案書をまるでそのまま推しとるしかないんじゃないですか。議論になっとらんんじゃないかと思う。例えばイベントをするときに何人の事務員が要って、何人の職員が要るよとかいうような項目もあるわけでしょう。そんな議論はしとんかどうかよう分からんので。それで、審査会での議論の詳細というのがもうちょっと分からんと、ほんまにこれが評価がよかったのか、悪いのかというのがよく分からんと思う。こんなことじゃ。5分ぐらいで7人でやって、1人1分も質問せんような審査会で、決定されたほうも、まだ決定は……。結果報告というのは、これは決定なんですか。決定じゃないよね。議会が最終決定機関じゃから。でも、結果報告は各会社へ事前にもうしとるよね。それは正当なんですか。基本的には議会が決定せんと、結果報告で「おたくがどうやら選ばれそうですよ」というぐらいの話なら分からんけど、結果報告するとしとるけど、それもおかしいと思うんや。それも含めて、議論の中身というのがもう少しはっきりせないけんんじゃないかなと思うのと、それから、評価シートというのがありますが、どれもA評価よね。変えないけんかった理由というのがよく分からんんじゃないけど、A評価が出とるのを変えとるけ、前のA評価以上の中身なのか、ちょっと教えてもらいたい。

○大森委員長 細美総務部長。

○細美総務部長 委員会の質疑等につきましては、先ほどのように、流れといたしまして、担当課から説明を受け、委員が質問をし、その後、採点を確定させ、それを集計して、最終的に単純集計の出たものを確認するという流れになっておりまして、その間でそれぞれ質問をしておりますので、必ずしも1分という制限を当然しておるわけではございませんので、質問の内容によりまして、当然、委員が納得するまで担当課との質問を繰り返しておるといところでございます。

また、先ほど来ありました報告につきましては、委員おっしゃいますとおり、この指定管理者制度につきましては議決が必要でございますので、現在、候補者にお知らせしておる内容につきましては、選考委員会の結果として、候補者として選定されました。今後、議会において承認いただけましたら、実際の協定締結に向けて協議をさせていただきますという内容でお知らせをしておるといところでございます。

また、各担当が現在の指定管理者につきまして評価を確かに行っております。これは全ての施設につきまして評価を行っております、いい評価が出ておるところもあれば、そうでないところもございますけれども、これは、審査の段階で、事前に応募者の提案とともに関係資料として全委員にお配りをしておりまして、委員はその評価シートを見て、それぞれの実績として評価をしておりますので、言われますように、現在の指定管理者の点数がいい場合には、当然、それは地域貢献であったりノウハウの蓄積というところに現在の指定管理者の評点をよくするという形で表れておるといふうを考えておりますが、トータルでの評点の中で違うところというか、候補者が評点を全体としては上回ったということでございます。

○大森委員長 今、竹原委員は、議論の中身がどういうふうな流れになったのか聞かせてほしいという質疑があったんですが、もし出せるものなら出していただきたいと思うんですが。

細美部長。

○細美総務部長 審査会におきましては、先ほど申しあげましたように、説明を受け、質疑をし、各委員が個別にそれぞれの点数をつけておりますので、いわゆる合議制、皆で、6人、7人が集まって、「じゃ、この会社にしましょう」というような議論の上に合議でやったものではなく、あくまでも、先ほど来申しあげましたように、個々の点数を単純集計し、点数が高いところを候補者としたという仕組みでやっておりますので、本日、公募の施設、資料2でお示しをしておりますけれども、いわゆる議論というところで申しあげますと、そこは合議制でないという仕組みでございましたので、議論の内容はないというのはちょっと言い過ぎですけれども、合議制によってはいないというところがございます。

○大森委員長 竹原委員。

○竹原委員 よう分からんのは、指定管理者更新評価がAになっておって、例えば「建物設備、備品の維持管理が適切に行われているか」で評価点は「2」、「普通」ですよ。どこまでいったら次の「1」の「良好」になるのかという議論はこの委員会ではせんのですか。この指定管理者を更新するときに、どこが悪いとか、「3」というのは今ないけど、自主事業の云々かんぬんについては「普通」だよ。Aのも、「利用者の満足度は把握している」「1」、これは「良好」というふうになつとるんですよ。そういう細かい議論はするのに、5分じゃできんのじゃない。これを読むだけでも5分かかるんじゃない。何項目あるんか知らんけど、8項目の中の二、三十項目をずっとするとしても、これは5分で時間は足りるんですか。それがよく分からん。

○大森委員長 細美部長。

○細美総務部長 指定管理者更新評価シートの御質問と申しますけれども、これにつきましては、先ほど申しあげましたように、今回の指定管理者の公募をするに当たり、担当課が事前に策定をしたものでございます。100点満点で策定をしたものでございますけど、これにつきましては、先ほど申しあげましたように、各委員の手元に既に2週間程度前にお送りをしておりますので、当日もこれを読まれた委員の方が具体的にこの項目の評価が低いんだけどというような類いの質問もされております。その5分の中で全て読んでおるわけではございませんけど、事前に読んでこられ、これに関する質問等々もあり、それを踏まえた上で評価されたものというふうに考えております。

○大森委員長 竹原委員。

○竹原委員 それは読んできとるんじゃないんですけど、議論をするんじゃないんですか。例えば、ここで言うと、環境に配慮しとるかというところが点数が低いんだったら、環境をよくせないけんのでしょ。例えば、環境について、今後新しくしてもらおうとか、今のをしてもらおうとすれば、環境に配慮した活動を行っているかどうかということの評価をするときに、議論してから決めるんじゃない。そのことは決めるの。担当課が、環境についてはこの業者はあんましとらんよということだけの評価をするのか、それとも、委員会とすれば、今後、環境についてはどうするかという議論もして、次のケイミックスにやってもらうということの方針というのは出すんですか、出さないのでか。

○大森委員長 細美部長。

○細美総務部長 評価シートにおいて低い項目が現在の指定管理者についてあった場合の、そのいわゆる改善点等について、審査委員会で改善点を協議する、議論するという事はないと考えます。というのは、今回はあくまでも各提案に基づきまして次の候補者を選定するという視点で行っておりますので、こういう現在の評価を踏まえ、次の申請者の提案内容を読み、それによって、今後こういう弱いところを強くするといえますか、例えば先ほど来ありました、環境に配慮したというところは、ほかの候補者がどういうふうに出してきておるかという意味では評価をいたしますけれども、現在の評価者がこういうふうにしたらいいのにとというような議論については、その場では、候補者選定の間ではいたしてはおりません。あくまでも各応募者が出してきた申請書並びに現状の評価を加味して点数化したというものでございます。

○大森委員長 竹原委員、大変申し訳ないんですが、冒頭申し上げましたように、11時から別の日程が入っておりますので、御協力をひとつよろしく申し上げます。

○竹原委員 それじゃ、最後は意見にしとくけど、30項目もあるような議論をろくにせず、方向も出さずに指定管理をしていくというのは問題があると思うので、やはり時間を5分なんか切らずに、しっかりした議論を出して、次の候補者に、例えば環境やら、これを見ると、個人情報の管理が「普通」というのは問題じゃろうと思うけど、「良好」じゃなきゃいけないけど、そういうような方向もしっかり出さんと審査会の意義がないと思うので、十分な審議をしてもらいたいというふうに思います。

○大森委員長 細美部長。

○細美総務部長 審査会の議論といえますか、意見なり、もしくは提案書の評価、それから提案書の内容を踏まえて、当然に新しい指定管理者とは提案内容をベースによりよいものにしていく協議というのは重ねていきたいと考えておるところでございます。

○大森委員長 ほかに。

掛田委員。

○掛田委員 私は1点お尋ねします。

連合審査の審査資料3のところなんです、1ページ目になろうかと思うんですが、4番の選考委員会の開催日、開催場所というのが記されております。(3)の出席者のところで、選考委員が7名というふうになっているんですが、米印のところ「吉舎歴史民俗資料館を始め、4施設については6人で選考」と、そのように示されておりますが、何かこれは特段の理由があったのかどうか、1点ほどお尋ねします。

○大森委員長 細美部長。

○細美総務部長 資料3の一番最後、4番のところでございますけれども、指定管理者につきましては、関係者が、役員等が委員になることがございますので、こうした場合は、その該当の者が所属しておる団体が応募されておる場合には審査から外れるということで、ちなみにですが、公募施設においても外れた案件が同様にございます。

○大森委員長 ほかに御意見は。

中原委員。

○中原委員 一覧表の中で公募と非公募というところがあって、公募して、なかったから非公募になったのか、あえて最初から選ばずに非公募だったのか、もしそれが理由があるのであれば、お聞かせ願います。

○大森委員長 細美部長。

○細美総務部長 公募、非公募につきましては、まず、原則は当然公募でございますけれども、その地域性、団体の性格等を考えまして、非公募にしておるといいうところもございます。その公募が、公募、非公募を行ったり来たりしているというような施設で、例えば申し上げますと、B&Gが今回公募でございますけれども、これにつきましては、過去、公募して、応募者がなく、暮らしサポートのほうに指定管理をし、また、今回は公募にして、暮らしサポートのほうから応募があったというところがございますので、公募、非公募につきましては、基本公募で、特殊な事情があるものを非公募にしておるといいうところでございます。

○大森委員長 ほかにございませんか。

増田委員。

○増田委員 今回の指定管理で、指定管理者の変更になる事案がありますが、その中で、まずは指定管理者の責任だとは思いますが、入れ替わる指定管理者についての雇用について、どのぐらい影響があるのか。また、市として、特に市の出資会社もあるので、どのように考えておられるのか、お尋ねします。

それと、もう一点。先ほどコミュニティ形成パートナーズというところがあったんですが、これが6社の企業体ということなんですが、これについて、答弁の中で答えはあったんですが、どういう会社が構成しているのか、あらかじめ説明とか公表する必要があるのではないかと思うんですが、それについてお伺いします。

以上、2点です。

○大森委員長 細美部長。

○細美総務部長 まず、1点目の現在の指定管理者で雇用されておる方の扱いでございますけれども、基本的には現在の会社と新たな会社との協議の上ということになりますけれども、提案の中では、現在の方で引き続きという御希望があれば受け入れようというような意思表示しておる会社もでございますので、そういう点につきましては、2社が話し合っただき、できる限り、いわゆる職を失うというような状況にならないように、市も関われる範囲で関わって、円滑な移行に資したいというふうに思っております。

○大森委員長 菅原財産管理課長。

○菅原財産管理課長 事前にパートナーズ等の業者の公表ですけれども、申請者として公表させていただいておまして、申請者のお名前でも今回提案をしておりますので、必ずしも隠しておるか、そういうことではないんですが、申請者のお名前でも提案をさせていただいております。

○大森委員長 増田委員。

○増田委員 働く人についてなんですが、そこに新しいところに移動するかどうかというのはその方の御意思なので、そこまでというのは言えないと思いますが、もし既存の会社へ残るとなった

ら、市の出資会社とかがあったら、場合によっては市の負担とかになるので、その辺も十分考えていただきたいと思うんですが、それと、6社の公表についてなんですが、やっぱりこういう資料で審査結果を出すときにはそういうのは出してもらいたいと思いますので、以上、意見として言わせていただきます。

○大森委員長 要望ですね。

ほかに御意見ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大森委員長 ありがとうございます。これをもって質疑を終結いたします。

執行部の皆さんには、大変ありがとうございました。これから執行部の皆さんには退席をしていただきます。

委員長報告についての御意見を頂きたいと思いますので、しばらくお待ちください。

(執行部退席)

○大森委員長 それでは、引き続き委員会を行いたいと思います。

ここで、先ほど申しましたように、本議案に対して、委員長報告に付すべき意見がございましたら、御発言をお願いいたします。

横光委員。

○横光委員 市営住宅の件でございますが、指定管理を行うことによって、住民が手続等においてサービス低下にならないように特に注意を頂きたいということをつけていただきたいと思います。

○大森委員長 藤岡委員。

○藤岡委員 先ほど複数の委員からもございましたが、やはり今回、指定管理者が変わることによって、雇用等の変化が想定されます。今雇用されている方や、また、その地域の方々としっかり協議をした上で、よい形で雇用が継続されることをしっかり協議していただきますよう意見に加えていただきたいなと思います。

以上です。

○大森委員長 ほかに。

竹原委員。

○竹原委員 先ほども言いましたように、指定管理者を変える場合、特にやっぱりしっかりした議論を時間をかけてせんと、不信を招くと思うんですよ。例えばよその施設で入場者を減らしとるという状況も知らずに審査をしとるわけで、やっぱり審査内容もしっかりとしたデータを基に、変えるんなら、ここが優れとるとか、ここがこうだとかいうのがしっかりないと、今言うような集客数が減るところをあえて業者を選ぶというのはどうも不信なんですよ。だから、そういうようなことがないように、やっぱりしっかりした議論をすべきだというふうに意見はつけておいてもらいたいと思います。

○大森委員長 ほかに。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大森委員長 お諮りいたします。

委員長報告書の作成等につきましては、総務常任委員会正副委員長に御一任いただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大森委員長 御異議なしと認めさせていただきます。

以上で総務常任委員会、教育民生常任委員会、産業建設常任委員会連合審査会を終了いたします。

なお、総務常任委員会は引き続き議案等の審査を行いますので、審査会場は601会議室となります。よって、ここで一旦休憩といたします。他の委員会の皆さん、大変ありがとうございました。お疲れさまでした。

それでは、総務常任委員会の再開は11時25分とします。

午前11時07分 閉会

三次市議会委員会条例第28条第1項の規定により、ここに署名する。

令和2年12月14日

総務常任委員会

委員長 大 森 俊 和